

柏市上下水道局制限付き一般競争入札参加条件設定基準

制定 平成 21 年 10 月 1 日

施行 平成 21 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、本市上下水道局が発注する建設工事及び修繕工事（以下「工事等」という。）の案件について、柏市上下水道局契約事務取扱要領（平成 21 年 10 月 1 日制定）第 2 条の規定により制限付き一般競争入札により執行する際の入札参加条件の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合評定値の設定)

第 2 条 入札参加条件のうち総合評定値（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値であつて、制限付き一般競争入札の案件の公告の日において本市上下水道局に登録されているものをいう。）の基準は、別表に定めるところによる。

2 前各項の総合評定値は、契約の締結の日前 1 年 7 か月以内の審査基準日の経営事項審査の結果によるものでなければならない。

(総合評定値以外の入札参加条件の設定)

第 3 条 前条の総合評定値のほか、次に掲げる事項について公告の日から開札の日まで、すべてを満たすことを入札参加条件とする。

(1) 登録状況

ア 発注する業種について、柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又はこの公告の日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者

を除く。)に該当しないこと。

オ 柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領（平成21年10月1日制定）に基づく指名停止又は柏市上下水道局入札契約暴力団対策措置要領（平成27年4月8日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。

カ 平成19年12月10日以後に柏市上下水道事業管理者と契約を締結した案件の工事検査通知書の評定点（以下「工事成績」という。）が、次に掲げるものに該当工事成績が、次に掲げるものに該当しないこと。

(ア) 開札の時以前3か月以内に通知を受けた工事成績で60点未満（低入札価格調査の対象となり落札した案件については、65点未満）のもの

(イ) 開札の時以前2か月以内に通知を受けた工事成績で60点以上65点未満のもの

キ 事業協同組合等が入札に参加をする場合、その構成員ではないこと。

(2) 所在

本店が柏市内にあること。

(3) 許可

発注する業種について、建設業法第3条の特定建設業又は一般建設業（下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上であると見込まれる工事等の場合は、特定建設業）の許可を受けていること。

(4) 実績

次表に定める要件に該当する案件を施工した実績があること。

発注機関	官公庁等又は民間（設計金額が5,000万円以上の工事等又は国の補助金の交付を受ける工事等にあつては、官公庁等） 注：「官公庁等」とは、国，地方公共団体，独立行政法人，公社その他これらに類する法人をいう。
発注年度	10年前の年度（発注する案件が少ない工事等にあつては、15年前までの年度）以後に発注
発注金額	ア 設計金額が5,000万円以上の工事等 1,000万円以上 イ 設計金額が1,000万円以上5,000万円未満の工事等 500万円以上

	ウ 設計金額が260万円以上1,000万円未満の工事等 130万円以上 エ 設計金額が260万円未満の工事等 当該設計金額の2分の1の金額（10万円未満は切上げ）以上
発注工種	発注する業種（5,000万円以上の工事等又は難度の高い工事等にあつては、具体的な工法）の工事（平成20年度以降に本市水道事業又は下水道事業が発注した案件であつて、当該工事成績が65点未満のものを除く。）
元請・下請の別	元請又は下請（設計金額が5,000万円以上の工事等又は国の補助金の交付を受ける工事等にあつては、元請）
件数	1件（設計金額が2億円以上の工事等又は難度の高い工事等にあつては、2件）

(5) 技術者

発注する業種について、建設業法第26条第2項の監理技術者又は同条第1項の主任技術者（下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上であると見込まれる場合は、監理技術者）を配置する（4,500万円以上（建築一式工事は、9,000万円以上）の場合にあつては、専任で配置する）こと。

なお、建設業法第26条第3項ただし書の監理技術者補佐を専任で配置する場合、監理技術者は2件まで兼任可能とする。ただし、次に掲げる条件を全て満たす建設工事に限るものとする。

- ア 予定価格（税込み）が1億円未満であること。
- イ 低入札価格調査を経て落札決定していないこと。
- ウ 発注者が兼任を認めない特殊な事情がないものであること。

また、当該配置する技術者は、入札参加資格確認申請のあった日（制限付き一般競争入札事後審査型にあつては、入札書の提出のあった日）において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
 （入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合の特例）

第3条の2 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者で前々年度から開札の日時までの間に管理者が通知した工事成績で65点を下回るものがある者にあつては、その者の入札参加資格はないものとし、落札者の決定とするものとする。

2 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者の入札金額の調査に当たっては、次の各号に該当する場合はその者の入札を無効とし、落札者の決定

をするものとする。

- (1) 低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書等の資料の提出を拒否した場合
- (2) 入札時に提出した内訳書と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合
- (3) 低入調査時の内訳書の各項目について、次に該当する場合
 - ア 必要な経費が盛り込まれていない場合
 - イ 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合
 - ウ 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合
 - エ 予定価格の内訳に対し、柏市上下水道局低入札価格調査会第2条第1項に掲げる額を下回り、合理的な理由が説明ができない場合。
- 3 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者と契約を締結する場合における柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）第145条第1項の規定により納付させる契約保証金の金額は、契約金額の100分の20以上の額とする。
- 4 前項の規定により契約金額の100分の20以上の額を納付させた場合における地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項後段に規定する違約金の金額は、契約金額の100分の20に相当する額とする。
- 5 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者と契約を締結する場合における柏市財務規則第79条第2項の規定によりすることができる前金払の金額は、契約金額の100分の20に相当する額（1億円を限度とし、10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。
- 6 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者の当該下回る金額で入札した案件に係る柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領（平成21年10月1日制定）の適用にあつては、同要領別表第1第2号の過失による粗雑工事による指名停止の措置期間は最低3か月と、同別表第2第9号のその他不正又は不誠実な行為で契約締結の辞退による指名停止の措置期間は最低2か月とする。

（柏市上下水道局入札基準等選定委員会に諮る案件等の特例）

第4条 前4条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、前4条の規定の趣旨に配意しながら、入札参加条件を設定するものとする。

- (1) 柏市上下水道事業競争入札基準等選定要領（昭和47年4月1日制定）
第3条の規定により柏市上下水道局入札基準等選定委員会において制限付き一般競争入札に係る制限を設定する場合
 - (2) 柏市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱基準（平成21年10月1日制定）第3条に規定する特定建設工事共同企業体に発注する入札参加条件を設定する場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (3) 前各号のほか、次に掲げる工事等に該当する場合
 - ア 大規模工事等で難度の高い工事等
 - イ 災害その他の理由により緊急を要する工事等
 - ウ 特殊な機械又は技術を必要とする工事等
 - エ 手持ち工事が多く配置する技術者が存在しない等により入札参加業者が少ないと見込まれる工事等
 - オ 競争性の確保が担保できないおそれがある場合その他の特に変更する必要があると管理者が認める工事等
- （制限付き一般競争見積り合わせへの準用）

第4条の2 前各条の規定は、工事等の制限付き一般競争見積り合わせにより執行する際の見積り合わせ参加条件の設定において準用する。

（補則）

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、令和 4 年 12 月 13 日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、令和 7 年 2 月 1 日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

別表（第2条）

総合評定値の設定基準

設計金額 業種	1, 0 0 0万円未満	1, 0 0 0万円以上 5, 0 0 0万円未満	5, 0 0 0万円以上	
			特定又は一般建設業の案件 (下請け金額4 0 0 0万円未満)	特定建設業の案件 (下請け金額4 0 0 0万円以上)
水道施設工事	4 5 0点以上		7 0 0点以上	7 0 0点以上
土木一式工事 建築一式工事 とび・土工・コンクリート工事 管工事 ほ装工事	4 5 0点以上 8 0 0点未満	6 0 0点以上		
電気工事 造園工事 塗装工事 防水工事	4 5 0点以上			
上記以外の工事	7 0 0点以上			

注1：設計金額が5,000万円以上の工事等であって、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上と想定される場合は、「特定建設業」の案件として上表を適用する。

注2：設計金額が5,000万円以上の工事等であって、下請代金の総額が想定しにくい場合は、特定又は一般建設業の案件として上表を適用するとともに下請代金の総額を入札時の「内訳書」に記入させ、確認するものとする。

この場合において、下請代金の総額が、5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上と記入のあった場合で、特定建設業の許可を受けていない者については、失格として取り扱う。